

## 茶共済 (災害収入共済方式)

引受方式	収入保険
一番茶の栽培面積が 5ha 以上 かつ 生産量及び生産金額の把握が出来る生産者	加入要件 青色申告を行っている生産者 (茶以外の品目も含まれます)
前年 11 月 15 日	加入申込期限 前年 12 月末日 (個人新規の場合)
収穫量が平年を下回り かつ 2割を超える生産金額の減収があった場合	共済金・保険金 支払基準 生産者 (経営体) ごとに 1割を超える販売金額の減収があった場合 (茶以外の品目も含まれます)
被害圃場の現場確認 かつ 出荷 (決算) 資料による収穫量・生産金額調査	減収の 確認方法 決算資料による販売金額調査 (原則、現場確認はしません)

10 ヶ月 生産金額 (販売金額) 20 万円 の場合の試算

160,000円	補償される金額 162,000円
5,101円	共済掛金・保険料等 11,512円 (預け金 4,500円含む)
支払いはありません	共済金・保険金 【2割減収】 18,000円
60,000円	【5割減収】 72,000円
160,000円	【10割減収】 162,000円

50 ヶ月 生産金額 (販売金額) 100 万円 の場合の試算

800,000円	補償される金額 810,000円
25,505円	共済掛金・保険料等 39,564円 (預け金 22,500円含む)
支払いはありません	共済金・保険金 【2割減収】 90,000円
300,000円	【5割減収】 360,000円
800,000円	【10割減収】 810,000円

※収入保険では生産者 (経営体) ごとの減収を算定しますので、茶で減収となっていて他の品目を含めた生産者ごとの  
減収が 1割を超えていない場合には保険金のお支払いはありません。

※付保割合、補償限度・幅等は最高位を選択します。

※茶共済の共済掛金率は令和 8 ~ 10 年産、収入保険の保険料率は令和 7 ~ 9 年産適用の新規加入時の値で算定します。

## 金融サービス提供法に係る重要事項説明書

### ●農家の皆様へ

農業共済制度は、農業保険法に基づき、行政庁の指導・監督のもと、組合・国の2段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みをとっていますが、次のような場合には、共済金等の全額または一部が支払われないことがありますので、ご了承のうえお申し込みいただきますようお願い申し上げます。

- (1) 通常すべき栽培管理、その他損害防止を怠った場合及び損害防止について組合の指示に従わなかった場合。
- (2) 加入申し込みの際に、重大な過失等によって不実の通知をした場合。
- (3) 正当な理由がないのに、払込期日までに掛金の払い込みが遅れた場合。
- (4) 被害発生時に組合への通知を怠り、または重大な過失等不実の通知をした場合。
- (5) 組合の財務状況によっては、共済金等のお支払いする金額が削減されることがあります。

※この重要事項説明書の了承は、加入申込書の提出をもって、ご了承いただいたものといたします。

### ●個人情報の取り扱い

ご加入の内容、申込書記載事項やその他の知り得た情報 (以下「個人情報」という) については、組合が引受の判断、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用 (以下「利用目的」という) します。また、本共済関係に関する個人情報は、組合が実施する他の共済の案内等のために業務に必要な範囲で利用することができます。

法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、他の共済・保険との支払分担を行う場合、再保険取引のために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することができます。



備えの種をまこう。



近年、全国各地で台風や豪雨など自然災害が多発しております。  
今後も起こりえる自然災害に備えて、国の保険制度である農業  
保険に加入しましょう！

青色申告を行っている方には、価格低下、盗難、怪我や病気に  
より農作業ができない等による減収も対象となる

**収入保険** をおススメします！

**神奈川県農業共済組合**



**本所** 〒259-1141 伊勢原市上粕屋 43-2  
TEL 0463-94-3211 (代表)  
0463-73-6307 (事業第1課)

**西部支所** 〒250-0865 小田原市蓮正寺 313-1  
TEL 0465-27-0138

**北部出張所** 〒252-0157 相模原市緑区中野 1681-1  
TEL 042-784-8500

# 茶共済（災害収入共済方式）

## 加入について

一番茶の栽培面積が5ha以上かつ生産量及び生産金額の把握が出来る生産者がご加入いただけます。

- ※生産量等の把握には、荒茶工場の出荷資料または青色申告の決算資料が3か年分以上必要です。
- ※生産金額は、加工料等を控除した後の生産者の手取り金額です。

加入の申込期限は、前年11月15日まで。

## 補償される期間 (責任期間)は

冬芽の生長停止期（前年12月頃）から一番茶の収穫期（4～5月頃）までです。

- ※収穫は適期に刈り取ることをいい、圃場から搬出したものについては補償の対象外です。
- ※収穫後から冬芽の生長停止期前の期間における災害は補償の対象外です。
- 翌年産の加入において、被害部分は補償対象から除外されます。

## 対象となる災害 (共済事故)は

凍霜害（遅霜）、寒干害（青枯れ）、雪害など気象上の原因による全ての自然災害、火災、鳥獣害及び病虫害が補償の対象です。

- ※肥培管理の粗放、農薬の誤散布による薬害、車両などの飛込みによる損害、街路灯や看板などによる生育不良などは補償の対象外です。
- ※市場原理に伴う価格の低下、自己都合（怪我や病気を含む）による摘採の遅延・未出荷、荒茶工場・運送業者等による損害なども補償の対象外です。

被害発生時には、NOSAIまでご連絡をお願いします。

NOSAIによる共済事故の現場確認が無い場合は、共済金は支払われません。

## 補償される金額 (共済金額)は

最近5か年のうち中庸3か年の生産金額の平均（基準生産金額）に、加入者選択の付保割合（3～8割）を乗じて共済金額を算定します。

- ※栽培面積（引受面積）に変更がある場合は、面積の増減に応じて共済金額も増減します。
- ※実績が5か年未満3か年以上の場合は、その期間の平均を基に算定します。

## 共済掛金は

共済金額 × 危険段階別共済掛金率 × 4.5% = 共済掛金（掛け捨て）

農家ごとの過去の被害率に応じた掛け率 5.5%は国が負担

- ※新規加入時には、県平均の掛け率（令和8～10年産6.418%）が適用されます。
- ※共済掛金のほかに、事務費（賦課金）がかかります。

## 支払共済金は

責任期間中に発生した共済事故により、収穫量が基準収穫量を下回りかつ生産金額が基準生産金額の8割（共済限度額）を下回った場合に共済金が支払われます。

（共済限度額 - 生産金額） × 共済金額 ÷ 共済限度額 = 支払共済金

- ※基準収穫量は、基準生産金額と同様の方法で算定された平年の収穫量です。
- ※収穫量が基準収穫量を上回った場合または生産金額が基準生産金額の8割を上回った場合は、共済金は支払われません。
- ※共済金の支払時期は、荒茶工場の出荷資料による加入の場合は当年11月頃、青色申告の決算資料による加入の場合は翌年3月の確定申告後です。

# 収入保険

## 加入について

青色申告を行っている生産者（個人・法人）がご加入いただけます。経営体ごとの加入になり、栽培して販売する全ての品目が対象です。

- ※品目ごとの補償ではなく、経営体としての補償です。
- ※農業共済（茶共済）、ナラシ対策、野菜価格安定制度等との重複加入は原則、出来ません。

加入の申込期限は、前年12月末日まで。（法人は事業年度開始月の前月末日まで）

## 補償される期間 (保険期間)は

1月1日から12月31日までの1年間（法人は事業年度の1年間）です。継続加入2年目以降は、作付期（冬芽の生長停止期）から補償の対象です。

- ※収穫後も12月末まで保険期間となり、保険期間内の倉庫保管中の事故等も補償の対象です。
- ※自動継続特約を付された場合には、収穫後の茶園の事故（自然災害に限る）も翌年産の補償の対象です。

## 対象となる事由は

自然災害や価格の低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない幅広い収入減少が補償の対象です。



被害発生時には、NOSAIまでご連絡をお願いします。

## 補償される金額 (補償金額)は

最近5か年の販売金額の平均（基準収入）に、加入者選択の補償限度・幅（5～9割）及び支払率（5～9割）を乗じて補償金額を算定します。

- ※営農計画に基づく見込みの収入金額のほうが低い場合は、その金額が基準収入になります。
- ※営農規模の拡大、収入の上昇傾向、自然災害による減収がある場合は、特例により基準収入の上方修正が出来ます（営農面積、自然災害の証明書等が必要になります、一定の条件があります）。

## 保険料・積立金は

補償金額（保険方式部分） × 危険段階別保険料率 × 5.0% = 保険料（掛け捨て）

農家ごとの過去の被害率に応じた保険料率 5.0%は国が負担

補償金額（積立方式部分） × 2.5% = 積立金（掛け捨てでは無い預け金）  
7.5%は国が負担

- ※新規加入時には、全国平均の保険料率（令和7～9年産2.995%）が適用されます。
- ※保険料・積立金のほかに、事務費（付加保険料）がかかります。

## 支払保険金は

保険期間に発生した対象となる収入減少の事由により、販売金額が基準収入の9割を下回った場合に保険金が支払われます。

（基準収入の9割 - 販売金額） × 支払率 = 支払保険金

- ※一部の品目で大きな減収があっても、他の品目の増収等により、経営体としての販売金額が基準収入の9割以上（収入減少が1割未満）の場合は、保険金は支払われません。
- ※保険金の支払時期は、翌年3月の確定申告後になります。
- ※保険金の受け取りが見込まれる場合は、無利子のつなぎ融資（保険金の一部前払い）を受けることが出来ます。